

議案第 10 号
議決第 号

始良市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する
条例の件

始良市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正したい。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

始良市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成22年始良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の休職者が、復職した日から起算して180日（精神疾患による休職の場合は365日）以内に再度同一の負傷又は疾病（負傷又は疾病の名称にかかわらず、当該休職に係る負傷又は疾病との間に相当の因果関係があると認められるものを含む。）により休職を命ぜられた場合には、前後の休職期間（その期間の算定において、この項の規定により通算した休職期間があるときは、当該通算した休職期間を含む。）は通算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の始良市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第3条第3項の規定は、施行日以後に新たに休職を命ぜられた期間（以下「休職期間」という。）について適用し、施行日前の休職期間の取扱いについては、なお従前の例による。